

平成21年3月

総務委員会会議録

平成21年3月16日（月曜日）

午前10時00分から

午後2時55分まで

市役所 第3会議室

◎出席委員（7名）

委員長	柴山一生君	副委員長	中村貴文君
	山本誠君		後藤幸夫君
	熊澤宏信君		三浦知里君
	小池昭夫君		

◎欠席委員（なし）

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

主 事 兼 松幸枝君

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長公室長	宮島敏明君	総務部長	大鹿俊雄君
出納室長兼会計課長	岩田敏己君	消防長	牧野一夫君
秘書広報課長	小島豊光君	企画政策課長	大西正則君
総務課長	日比野純雄君	税務課長	加藤正博君
収納課長	梅村治男君	情報管理課長	日比野秀充君
消防次長 兼消防署長	日比野一博君	消防庶務課長	丹羽俊久君
予防防災課長	渡邊達郎君	消防署主幹	今枝光彦君
監査事務局長	兼松潔君	議会事務局次長	後藤裕君

◎付託議案

- 第7号議案 犬山市公平委員会委員の選任について
- 第8号議案 犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第9号議案 犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第10号議案 犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第11号議案 犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第12号議案 平成21年度犬山市一般会計予算

第1条の第1表 歳入歳出予算中

歳入 総務委員会の所管に属する歳入

歳出 1款 議会費

2款 総務費（1項総務管理費のうち1目一般管理費中28節繰出金、8目地域活動推進費中楽田ふれあいセンター事業費、10目自然保護費、12目交通防犯対策費及び14目新庁舎建設費、3項戸籍住民基本台帳費並びに5項統計調査費のうち2目人口動態調査費、3目人口動向調査費、5目教育統計費及び6目農林業センサス費を除く）

7款 土木費（4項都市計画費のうち4目公園管理費中さくらねっと・うおーく事業費）

8款 消防費

1 1款 公債費

1 2款 諸支出金

1 3款 予備費

第2条の第2表 地方債

第3条 一時借入金

第4条 預金債権と地方債債務の相殺

第5条 歳出予算の流用

第18号議案 平成21年度犬山市土地取得特別会計予算

第37号議案 犬山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

第38号議案 犬山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

第39号議案 犬山市職員の給与に関する条例の一部改正について

午前10時00分 開会

◎柴山委員長 ただいまの出席委員は7名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに総務委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件は、付託議案一覧表に記載のとおり、第7号議案 犬山市公平委員会委員の選任について、第8号議案 犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について、第9号議案 犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について、第10号議案 犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について、第11号議案 犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について、第12号議案 平成21年度犬山市一般会計予算、第1条の第1表 歳入歳出予算中、歳入 総務委員会の所管に属する歳入、歳出 1款議会費、2款総務費（1項総務管理費のうち1目一般管理費中28節繰入金、8目地域活動推進費中楽田ふれあいセンター事業費、10目自然保護費、12目交通防犯対策費及び14目新庁舎建設費、3項戸籍住民基本台帳費並びに5項統計調査費のうち2目人口動態調査費、3目人口動向調査費、5目教育統計費及び6目農林業センサス費を除く）、7款土木費（4項都市計画費のうち4目公園管理費中さくらねっと・うおーく事業費）、8款消防費、11款公債費、12款諸支出金、13款予備費、第2条の第2表 地方債、第3条 一時借入金、第4条 預金債権と地方債債務の相殺、第5条 歳出予算の流用、第18号議案 平成21年度犬山市土地取得特別会計予算、第37号議案 犬山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、第38号議案 犬山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、第39号議案 犬山市職員の給与に関する条例の一部改正についてです。

お諮りいたします。

付託議案の審査の方法については、第7号議案、第12号議案、第18号議案、第37号議案から第39号議案については、1議案ごとに当局の説明の後、その都度質疑を行うとする。関連のある第8号議案から第11号議案については、一括説明の後、質疑を行うこととする。全付託議案の質疑終了後、討論・採決を行いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 異議なしと認め、関連のある第8号議案から第11号議案までは一括にして説明、その他の議案は1議案ごとに当局の説明、その後、質疑を行います。

最初に、第7号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 （第7号議案説明）

◎柴山委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 質疑なしと認め、第7号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第8号議案から第11号議案までを一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

+

梅村収納課長。

◎梅村収納課長（第8号議案～第11号議案説明）

◎柴山委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 質疑なしと認め、第8号議案から第11号議案までに対する質疑を終わります。

続いて、第12号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

まず、歳入からお願いします。

小島秘書広報課長。

◎小島秘書広報課長（第12号議案歳入説明）

◎柴山委員長 大西企画政策課長。

◎大西企画政策課長（第12号議案歳入説明）

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長（第12号議案歳入説明）

◎柴山委員長 加藤税務課長。

◎加藤税務課長（第12号議案歳入説明）

◎柴山委員長 梅村収納課長。

◎梅村収納課長（第12号議案歳入説明）

◎柴山委員長 丹羽消防庶務課長。

◎丹羽消防庶務課長（第12号議案歳入説明）

◎柴山委員長 岩田出納室長兼会計課長。

◎岩田出納室長兼会計課長（第12号議案歳入説明）

◎柴山委員長 続いて、歳出の説明をお願いいたします。

小島秘書広報課長。

◎小島秘書広報課長（第12号議案歳出説明）

◎柴山委員長 大西企画政策課長。

◎大西企画政策課長（第12号議案歳出説明）

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長（第12号議案歳出説明）

◎柴山委員長 加藤税務課長。

◎加藤税務課長（第12号議案歳出説明）

◎柴山委員長 梅村収納課長。

◎梅村収納課長（第12号議案歳出説明）

◎柴山委員長 日比野情報管理課長。

◎日比野情報管理課長（第12号議案歳出説明）

◎柴山委員長 丹羽消防庶務課長。

- ◎丹羽消防庶務課長 （第12号議案歳出説明）
- ◎柴山委員長 後藤議会事務局次長。
- ◎後藤議会事務局次長 （第12号議案歳出説明）
- ◎柴山委員長 兼松監査事務局長。
- ◎兼松監査事務局長 （第12号議案歳出説明）
- ◎柴山委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。議員の皆様におかれましては、ページ数を述べてから質疑をお願いいたします。

ご発言を求めます。

暫時休憩します。

午前11時22分 休憩

再 開

午前11時28分 開議

- ◎柴山委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

質疑ございませんか。

山本委員。

- ◎山本委員 何点か質疑させていただきたいと思います。

まず、ページ数でいきまして、50ページ、総務費の中の災害対策費のところなんですけども、需用費で、食料の備蓄があるということでございます。町内によっては、各町内でも備蓄は進められと思うんですけども、そういったところの、これで十分賄えるのかどうか、それについて町内でも最近予算の方もだんだん少なくなりつつあるので、そういった配慮もしていく必要があるのではないのかなということを思いますので、そのあたりのことをお尋ねいたします。

- ◎柴山委員長 日比野総務課長。

- ◎日比野総務課長 食料の備蓄に関してのご質問でございますが、私どもの方でも市内に災害用の倉庫につきまして、食料の備蓄を毎年計画的に配置をしておりますが、これで十分に賄えるかという点に関しましては、災害の規模にもよるかと思えます。最低限、小さな災害ですと、最低限数日は確保できるんですけど、市全域が本当に災害に遭った場合なんかですと、とてもこの備蓄倉庫の食料では対応できないと思えます。そういった場合に対応するために、例えば、こういう食品工場、敷島パンですとか、そういったところと協定を結んでおまして、そういったところから食料を、大災害の場合は、そちらの方、食料の供給を受けまして、それで対応していくと、そういう方法もとっております。当然、経費につきましては、後から、市の方からそういった事業所にはお支払いをするという形になりますが、そのようなことと対応しております。

- ◎柴山委員長 山本委員。

◎山本委員 そうすると、町内の方でも今やってるんですけどね、それについては今度どういう形で指導されていくんですか。

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 現状では、町内の食料品の備蓄については、検討は今のところしておりません。そういった課題があれば、こちらの方でまた検討していく課題であると思いますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

◎柴山委員長 暫時休憩します。

午前11時33分 休憩

再 開

午前11時33分 開議

◎柴山委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

山本委員。

◎山本委員 53ページをお願いいたします。ここの使用料及び手数料、一番下にあります音楽情報受信料という、18万9,000円、これ楽田ふれあいセンター、これはパスさせていただきます。

続きまして、58ページ、委託料で、いろんなコンピューター関係のシステムの保守関係の委託料が計上されておりますが、新しい庁舎へ移るときに、この前、一般質問されてたときに、実際でしたら、12月に更新の予定を少し早めて更新するということのお答えをいただいとるんですけども、その入札のやり方について、どういう形で入札をされるのか、ご答弁をいただきたいと思います。

それから、59ページ、上から、人事給与システム機器借上料というのが568万7,000円、これたしか去年はなかったと思うんですけども、これについてお答えをいただきたいと思います。

それから、ちょっとこれわからないもので、勉強させてもらおうつもりですんですけど、ページ数で62ページ、固定資産土地評価業務委託料、委託先はどういうところになるのかお示しをいただきたい。

それから、その三つ下のエルタックス初期導入委託料というのがあるんですけども、現在、このエルタックスを利用している人数というんでしょうかね、件数についてご答弁をいただきたいと思います。

以上です。

◎柴山委員長 答弁を求めます。

日比野情報管理課長。

◎日比野情報管理課長 山本委員のご質問にお答え申し上げます。

委託料、ことしの機器につきましては、プロジェクト会議で機器導入しました機器につきましては、指名競争入札で行っているということです。平成21年度以降につきましても、当

然保守ということでは、十二分に真剣に考えていかないかなというふうには思っておりますが、この保守、今後取れば、入札方式でいきたいなというふうに考えております。

職員の給与、人事関係これにつきましては、こういったもののシステムを導入していくということで、そういう人事給与システムの機器借上料を平成21年度に予定しております。

◎柴山委員長 暫時休憩します。

午前11時38分 休憩

再 開

午前11時38分 開議

◎柴山委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

小島秘書広報課長。

◎小島秘書広報課長 現在、給与システムでありますけれども、職員につきましては、給与関係のシステムが入っておるんですけども、パート職員、600何名ぐらいいるんですけども、それは手作業でやっております。それを人事管理ということで、システムとして構築をするということでございます。

◎柴山委員長 加藤税務課長。

◎加藤税務課長 山本議員の質疑にお答えします。

固定資産土地評価業務について、どういったところがということでよろしかったでしょうか。平成20年度につきましては、株式会社不動産鑑定というところ、鑑定調査というところがとっております。これについては、一般競争入札で公募したところ、条件に当てはまっていたのがここ1社だけで入札を行っております。本来であれば、3年で土地評価というのは、サイクルとしてやるものですから、3年で契約ができればなというふうなことも思ったりするんですけども、うちの場合は1年ごとということでやっております。

それから、2点目のエルタックスの関係で、加入団体というところでもよろしかったですか。ちょっと今手元に資料は持ってきてございませんので、どのぐらいというのはちょっと出ませんが、あくまで平成20年度、平成21年度については、L G W A Nもしくはエルタックスで、そういったシステム、公的年金等のことで出ておりましたが、あくまでエルタックスの導入については、平成21年度で導入しないと、助成金も来ないというようなことで、平成21年度末には、すべてL G W A Nかエルタックスというふうに判断しております。

◎柴山委員長 山本委員。

◎山本委員 1点だけ再質疑させていただきますが、先ほどコンピューター関係の入札についてなんですけども、入札のやり方で、先般ずっとN E Cの関係でやってみえたと思うんですよ。それが、他社でも今回の入札は可能になるのか、それについてお答えください。

◎柴山委員長 日比野情報管理課長。

◎日比野情報管理課長 山本委員のご質問の機器の借りに上げにつきましては、ホストコンピューターとサーバーにつきましては、やはり機種を指定しないと、動く、動かないという心配

がございますので、そういったものは機種によってするというので考えていかないといけないというふうに思っております。ただ、職員が扱っているパソコンにつきましては、そこまで絞り込む必要はないかなというふうに思っておりますので、その辺は、分けしまして、重要なサーバーにつきましては、やっぱり機種の指定をしていくということで、そういった保守ができることを確認しまして契約していきたいというふうに思います。

◎柴山委員長 山本委員。

◎山本委員 機種はNECさんだと、前回、機種はNECであって、ファイナンスはNEC関連のところを使うということが現実であったと思うんですね。今回、この入札で機種はNEC、それは十分理解できるんですけども、ファイナンスについては、例えばオリックスでもどこでもいいと思うんですね。要は、リース料金の安いところで設定することが必要になると思うんですけど、その辺については、そういう他社があるのかどうか、ファイナンスとして手を挙げるところが出てくるかどうか、それについてご答弁をお願いします。

◎柴山委員長 日比野情報管理課長。

◎日比野情報管理課長 今回も入札で行われました。仕様書の中に保守の内容をはっきり明記しまして、それを条件にして他社ですね、そうしたものを指名しまして実施しました。今後そういった形で必要なものにつきましては、仕様書の中に、保守も含めた条件を入れまして入札をしていくというふうに考えております。

◎柴山委員長 山本委員。

◎山本委員 保守っていうのは、あくまでもメンテナンスのことで、ファイナンスとは関係ないことですよ。保守というのはあくまでも、機械が例えばトラブルったときに修理には入ってくるんですから、当然それは業者、保守契約はNECとやるべきです。ただ、物件を購入するときは、どこのリース会社を利用してもいいはずですから、その点がどうなのかということ。

◎柴山委員長 日比野情報管理課長。

◎日比野情報管理課長 しっかりお答えできなかったのかもしれませんが、リース会社は、そういったことを含めて納入できる業者を選んでおりますが、そういった、先ほど言いましたように、仕様書の中に保守をする項目を入れまして、そこと保守をやっていただく条件を付して入札を行っております。

◎柴山委員長 暫時休憩します。

午前11時43分 休憩

再 開

午前11時48分 開議

◎柴山委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

質疑の途中ではございますが、午前中の委員会はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎柴山委員長 異議なしと認め、午後1時まで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

再 開

午後1時00分 開議

◎柴山委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

午前中に引き続きまして、第12号議案について質疑を続行いたします。

日比野情報管理課長。

◎日比野情報管理課長 先ほどコンピューターの質疑ではっきり答弁ができなくて申しわけございません。機器の導入につきましては、特殊・専門的なところが必要で、かつ既存のシステム、こういった内容の安全管理、こういったことを熟知して、基幹システムとの連携が必要ということでございます。

平成20年度までは、上記の理由で随契、随契で実施していましたが、今年度、こうした随契はいかんということで、入札の方式に改めました。ただ、先ほど機器システムの連携が必要というようなこともありますので、この入札の仕様書の中には、機器等の保守、サポート体制、こういったことを明記しまして、今回7社の指名競争入札で実施いたしまして、落札社はNECリースでございます。これは、この方式がいいのか、完璧なのかということもいろいろありますが、今後また適切な方法があれば、また改めてそういった方向にしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎柴山委員長 他に質疑はございませんか。

熊澤委員。

◎熊澤委員 総論的に質疑させてもらうけれども、委託費、これが全体で各課で、総務でつかんでおろうと思うけれども、幾らあるか。それから、負担金、何かこのごろどんどんどこ、大きく予算をとると、各課でいかんということで、細かく負担金をおのおので、ばらばらにすれば、議会が通っていくというふうな感覚に見受けていかんわけだな。だから、これが本当に負担をするには、県なり国の方の体制の中で補助申請がいろんなものに入ってくるものであるのか、だから、これがすっきりさせれないものかということ。

それと、消防の方の救命士等の、消防学校に入れるときに、これも予算の組み方が研修費とか、資格取得費とかで組むべきじゃないかなと。これも委託で、消防とか、病院の先生に委託して、職員送るわけだな、消防署員を。だから、ここら辺の頭出しのところもこれ委託費の中に入れていくんだらうか。

それからもう一つは、互助会費、互助会の中身についてどういうふうに、昔と違って、現在いろんな手当とか、何かの問題があるけれども、互助会に予算を組んで、これ何に使って、どうしておるのか、この3点、ちょっと聞かせてください。

◎柴山委員長 答弁を求めます。

日比野総務課長。

◎日比野総務課長 まず、委託金、負担金について幾らぐらいあるのかということでございますが、こちらの方、申しわけありません、今データを持ち合わせておりませんので、後ほど調べまして回答させていただきたいと思えます。

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 まず、委託費でございますけど、一般会計でございますが、こちらの方は、データがちょっと古いんですけど、平成19年度の決算ベースなんですけど、26億1,250万円ほどでございます。負担金につきましては、こちらの方につきましては、19節の負担金補助及び交付金ということで、補助金も含んだ額でございますが、8億2,160万円ほどでございます。なお、負担金について、すっきりさせれないかというご質問でございましたけど、こちらにつきましては、個々に負担金につきましては、目的がございまして、なかなかすっきりさせるのも難しいかと思えますが、極力不要なものにつきましては、こういう事務事業の合理化ということで、少しでも精査して削減はしていきたいと思えます。

なお、19節に関連しまして、補助金につきましては、平成21年度、補助金検討委員会を開催しまして、すべての補助金に関しまして、メスを入れていきたいと思えます。

以上です。

◎柴山委員長 丹羽消防庶務課長。

◎丹羽消防庶務課長 消防の委託料ですけれども、救急高度化推進事業の委託費ですけれども、21万5,000円でございますけれども、これにつきましては、ちょっと主なものだけご説明させていただきますけれども、これにつきましては、救命士が資格をとった後、病院に行って、将来的な行動をする委託金、それとあと、救急救命士が資格をとった後、病院へ実習をある一定期間、研修をする委託金、それとあと救急救命士の中でも気管挿管、そして薬剤救命士、そして来年度からは救急救命士の気管挿管の再教育ということで、救急につきましては、技術が進んでおるということで、定期的に委託をして技術の維持、そして向上に資するというもので、そういったものの委託料として、その関係につきましては組まさせていただきます。

また、19節の負担金の方で、救急救命士の養成研修負担金でございますけれども、これは消防学校等の研修負担金と同様に、向こうがある一定の金額を負担金として要望しまして、それに伴いまして、それぞれ来年度については1名の救命士の研修をお願いするというもので、その研修の方に負担金としてお支払いするというものでございます。

◎柴山委員長 小島秘書広報課長。

◎小島秘書広報課長 それでは、互助会でございますけれども、現在の支出が695万8,500円という補助金でございます。これにつきましては、以前と違いますか、平成16年に給付金の見直しということで、まずは行いました。それで、市からの公費補助制度の見直しということで行っております。これにつきましては、地方公務員法の42条では、地方公共団体職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないというようなことも書いてございまして、現在、人間ドックの助成、福利厚生事業、親睦会補助金、クラブ補助金、事務費等ということで、1,386万8,800円の予算でございまして、

その2分の1を市から補助をするというものでございます。

また、会員への給付事業ということも行っておりますけど、それにつきましては、以前は死亡、弔慰金、出産祝金、結婚祝金、病気見舞金等、それから永年勤続祝金等、そういうのも出してございましたけれども、これは廃止し、現在は規模の縮小をしまして、これにつきましては、会員の掛金のみで実施するという事で、補助については入っておりません。したがって、補助につきましては、福利厚生分というようなことで市からの補助金をいただいて運営をしております。

以上です。

◎柴山委員長 熊澤委員。

◎熊澤委員 税務課長にちょっと聞くけども、固定資産税等の計算方式は、全部これ委託費で組んで、業者でやってるんだな。だから、結局、そこの中の少しの、年代別でやれば、それコンピューターで入れれば速いだろうけれども、年代によつての計算方式が全部違うんだよ。だからそこら辺のところをあなたの課の中で、若い職員に10か20、抜粋して、一遍計算方式を勉強させる方法をしないと、幾ら市長が職員のけつをたたいて、一生懸命やれ、一生懸命やれと言って教育をしても、もとの教育は、やはり部であり、課の中で職員は育てていかなきゃならんと思うんだ。だから、そこら辺をすべて委託をすれば済むのではなくって、やはり課の中で、全体に言えるんだけど、課の中で、それを教育を、仕事としてね、給料もらってるんだから、仕事として基本的な算出方法、これを今から若い職員育てないと、もうそこら辺が退職してしまうと、固定資産税の算出方法すらわからん職員が出てくる可能性がある。だから、これに対して、これから今後どうとらえていくのか、それに対して人事課はそこら辺をどうとらえてやっていくのか。人事のことはわかるんだけど、全体の中で100何名異動させれば済むという問題じゃないんだ、異動というのは。適材適所の中で、市民から上がってくる問題等を的確に迅速に処理して、仕事を残さないということをするのが職員の役目であつて、やはりそこら辺のところをどういうふうこれから今後、市長公室長はこれからどう指導をして、職員の育成に当たるかというのと、それから消防の方で、病院の先生とか、救命士、資格とつた者を委託すると言うんだけど、それはやっぱり委託でなくして、ほかの組み方で、研修とか、ほかの組み方しないと、ほかの課でやつとるような委託とは違うんだ、あんたんところはな、結局。人間を育てないかんもんで。だから、その組み方が果たして正しいのか否かということは、消防で今後どう考えていくのか、研修なら研修で、こんだけかかりますと言やあわかることなんだから。委託費という一般の課でやつとるような委託費の感覚の組み方ではなくして、わかりやすくね、救命士を育てる組み方はあると思うんだ。だから、そういう委託費の扱いとは、救命士の委託費とは違うと思う。だから、それをやっぱりより分けていく方法を考えなきゃいかんと思うけども、消防のことは、私はそうわからんで言えんけども、消防の方で今のままでやっていけばいいのかどうかということ、その1点について、ちょっと質疑したいと思います。

◎柴山委員長 加藤税務課長。

◎加藤税務課長 熊澤委員のご質疑に対してお答えさせていただきます。

委員のご質問になったことは、先日、固定資産担当で実は会議を持っていますので、そう

いった計算方式については、毎年度やらせておりますが、なかなか一遍に対応ができるということはない時期に来ております。そして今、評価のことですが、固定資産評価については先ほど委託料の中でお話したように、総合鑑定調査というところに土地評価業務の委託をしております。これについては、市内2,700本ぐらいの路線について、標準宅地から、いわゆる路線という道路に評価を付設して、個々の土地の評価をするということで、いろんな評価基準の中で言う数値をもとにして、委託業務業者の中で計算して出しております。今、委員指摘のあった部分については、課税標準額の計算方法かなというふうに受けるんですけども、本来、評価イコール課税標準額で算定の数字であれば、一番計算も簡単で間違いもないわけですが、実際、平成6年に鑑定評価の7割という評価額が設定された段階で、納税者の方の負担が一度に3倍、4倍になるというようなことで、負担調整措置ということで、5%、2.5%というような形で上げてきたのが現状で、いまだにまだ評価額に追いついていないというような事情があるというようなことで、それが住宅用地の場合ですと、4分の1免除があった、今は2分の1ですけども、熊澤委員がおっしゃるように、年度によって、また評価がえによって、いろんな計算法が異なっております。そういった意味で、実際には、今は機械に入れると、評価を入れると課税標準額が自動的に計算できるようにプログラムを自分たちでつくって、これは情報管理課の電算システムで納税通知書を出すのとまた違うシステムで自分たちで計算がすぐに納税者の方に説明できるようにということで、システムを入れて、それは一度職員がつくってやってるわけですが、つくった職員は、計算のノウハウを知ってつくっておりますが、それを使ってるだけの職員は、なかなか自分で手計算をしろと言われてもできないところがありますので、今後そういった教育については、私も復習の意味を兼ねて、職員にも徹底していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

◎柴山委員長 丹羽消防庶務課長。

◎丹羽消防庶務課長 今回、13節の委託につきましては、先ほど申し上げましたように、資格をとった者の病院実習。それで、病院実習につきましては、県のMC協議会といたしますか、メディカルコントロールとか、救急の業務の組織なんですけども、そこ委託料で払うという、こういう取り決めがされておまして、その関係で13節の方で組まさせていただきます。

救急救命士につきましては、資格を取得するというので、そこへ行って、受験資格を取得するというので、資格取得のための研修、学校側へ負担する金額ということでございます。よろしくお願ひします。

◎柴山委員長 宮島市長公室長。

◎宮島市長公室長 熊澤委員おっしゃるとおりでございますが、やはり今税務課の例でおっしゃったんですけども、さっきの課税の仕組みを調べて、課税業務を行うということ、これもやっぱり問題であります。例えば市民に聞かれた場合に十分な説明が当然できないというふうになってきます。ほかの部門においてもやはり一緒だと思います。国保の関係につきましても、介護保険でも、そういう課税の仕組みというものがありますので、そういったことはきちんと、全職員がやっぱりマスターして仕事に当たるべきだと思います。

どういうふうにというお話なんですけど、こういった専門的な勉強会をするというのは、や

はり所属でやっていかなきゃいかんもんですから、その所属長に対して、今度の4月も部課長が10人退職になります。新しい部課長が出てきますので、そういった時期をとらえまして、そういった所属長に対する、OJTになりますけれども、こういったところで各所属における研究、学習を行ってもらいたいと思います。

◎柴山委員長 熊澤委員。

◎熊澤委員 消防の方はそうであればしょうがないけれども、今の市長公室長の方の人事、教育の面ね、やはり根本的に若いときに各課を回るということは、そのノウハウをすべて勉強させるということなんです。はっきり言えば。でないと、そこでじっとしておりゃあ、自分のことで、わかっててもわからんでも来とる職員相当おると思うよ、こう言ったら失礼やけども。私ら話すりゃあわかる。だから、そういうことでなくして、やはり各課に異動させて、今ローテーションで3年か5年かしらんでやっておるかしらんけれども、するということになると、やはりその中に徹底的な、部長がしっかりし、課長がそれを指揮し、職員もやっていかなきゃ。そのために、結局管理職のいいか悪いか別にして、手当を出してる、管理するために、だから管理職が下の部下に管理されとるようなことではいかんもんだから、やはりそういうことをこれから課題に置いてやらないと、だんだんこれ電子化になってくると、電気がとまって、コンピューターがとまったらどないするの。全部手でやらんんで、総動員かけて。じゃあ、そのノウハウ知らんのにどうやってやるの。電卓持たせたって。それ心配してるわけ。だから、いざというときにすぐに間に合うような体制をつくらないと、正常な電気の来とるときの業務と、何か起きてその業務がその時期にはまったとき、そうすると、ある程度のものは電卓で台帳めくってやらなきゃいかんこともある。だから、国保にしたって、医療にしたって、民生にしたって、全部絡むわけよ、やり方は。だから、そこら辺のところの教育を、すぐやれとは言わんけども、やはり手分けした中で、やはりきちっとそこら辺を教育をしっかりしてもらわないと、追っつかんだらう。だから、その体制の大もとはあなたのところですよ。今度何課に、総務部長になるか知らんけども、だから、それを根本的に、中身の構成を変えるシステムと同時に、そこら辺の体制もやはり研究してやる必要があると思うが、それはどうとらえていくかということをもう一遍聞かせていただきたい。

それから、山本委員が言っとった、電算の中に今度ふえた、それは臨時職員の給与に対してふやしたんだということ、結局それだけ臨時職の人数がふえてきたということなんです。電算に入れなきゃいかんということで、それだけプロである本職の職員ができんかということもあるわけ。はっきり言って。だから、それだけにプロである職員に今言った関連になるけども、ノウハウを完全にマスターさせるような教育をしないと、幾ら市長が真剣にどうのこうの、ああのこうのと言うたって、何ともならんと思う。根本的に部課長が動いた中で体制を組まなきゃあかんと思うんです。だから、それが新しい行政改革の中でいくときに、やはりそれを、総務にするんかな、人事を。だから、そこら辺のところをあなたたちが今度仕上げていくのに、どういうふうに仕上げていくのか、ちょっとそれだけ聞きたい。

それと、電算の方のパートに入れるけども、きちっと計算ができりゃあいいけど、あれは日給で来とるわけでしょう、時間給で。それが電算に打ち込んで、果たしてそちらの委託料がだんだんふえてけえへんかと思うんです。職員と違って固定してないから。移動が激しい

から。だから、そこら辺をどういうふうこれから電算の方と総務の方と、原課の方でやっ
ていこうとするか、それだけちょっと聞かせてください。

◎柴山委員長 答弁を求めます。

宮島市長公室長。

◎宮島市長公室長 まず、職員の育成の方でございますけども、今委員おっしゃったように、
やはり若いうちは、特に大切だと思います。今、10年の間に3回は変われるようにという
ことで、異動等の方もやっておるわけですが、おっしゃるように、自分自身の経験を踏まえ
ましても、やっぱり30代ぐらいまでは、比較的やっぱり随分実になってたなと思うんです。
ところが今ですと、到底頭に入らない状態で、やはり若いうちはやっぱり一番肝心かなと、
そういうふうに思います。委員おっしゃるように、そのときが大切ですので、各所属の部課
長がきちんと責任を持って若い人を育てれる必要な知識、ノウハウ、こういったものも吸収
できるようにということで、部課長、全般でこういったことが実施できるような、そんな体
制に持っていききたいなと、こんなふうに考えておりますので、ひとつご理解いただきたいと
思います。

それから、臨時職員の関係ですが、確におっしゃいますように、犬山市役所の場合、い
ろいろなパターンで勤務していただいています。現在、人事の担当が補佐以下5人おります。
担当は、給料担当がおります。これ正規職員の給与、それと研修もおります。今、人事評価
制度等の導入についてやっております。あと、互助会、共済組合等、これはまた共済組合等
の手続もかなり退職者が多くなってきたもんですから、非常に多くの事務がありまして、その
中で、こういった臨時職員の管理ですね、それについても電算化できないかということで、
情報管理課と詰めさせていただいて、導入に向けてスタートしていきたいということで、今
回そういうふうに予算計上させていただいてますが、中身については、やはり複雑なそうい
った勤務形態をいかにクリアしていくかということが、これからまたシステム構築の中で細
かく設定していかないかと思いますが、平成21年度に導入したいということで計上させて
いただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎柴山委員長 他に質疑はございませんか。

後藤委員。

◎後藤委員 私からは4件の質疑をさせていただきたいと思います。

初めに、50ページの6款の14節の下から二つ目、災害時の緊急情報提供システムの使用料
ですね、それについて質疑をさせていただきます。まず1点目は。これは、職員と、例えば
火災とか水害が起きたときに、職員と署と消防団、そのようなところへ災害の携帯への連絡
があるのかどうかということをちょっと質疑させていただきます。

次、2点目ですが、52ページの2款の17節、公有財産の購入費、そこについてユニーの跡
地を2筆あるけれども、1筆を今の公社から購入して公有財産にしたというようなことですが、
民間活用がすぐにできる場合に、例えば1筆だけであるのか、それとももう1筆を全部
を入れて、それからそろったところで民間活用を図るのかという点であります。

それから、54ページの2款の市民活動の助成金ということですね、19節ですね、120万円
ありますが、これは何団体に120万円出しとるかということですね。

最後ですが、147ページ、8 款の 8 節の報償費の中で、消防団員の退職報償金ですね、これも例えば、5 年、10 年、20 年と、30 年あるかどうかわかりませんが、役職によってやっぱり退職報償金は違ってくるとは思います、何名で、その辺の支払った経緯をお願いします。予定ですね。

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 それでは、まず 1 点目の災害時緊急情報提供システム使用料について説明させていただきます。

こちらにつきましては、基本的には防災情報ですね、災害等の情報を対市民に対してメールとして流す、こういったシステムであります。いわゆる安心防災ネットでありまして、市民が携帯電話にその設定をしていただきますと、こちらの警報が出た場合ですとか、災害があった場合、その情報を個々の市民の携帯に伝えるという、そういうシステムでございます。

ですから、先ほど職員のメールとか、そういうことがございましたけど、そちらの方に対しては、これは使えません。

◎柴山委員長 大西企画政策課長。

◎大西企画政策課長 それでは、52ページの17節公有財産購入費、3 億4,913万円ということですが、まず 1 点、これ 2 筆ありますが、基本的にプロポーザル等は、2 筆を一括利用ということで提案させていただいております。購入の買い戻しにつきましては、今年度 1 筆ということですが、プロポーザルにした場合に 2 筆でどう利用していくかを提案させていただいております。今回、1 筆だけ購入ということですが、財源も厳しいときですので、とりあえず今年度は 1 筆だけ購入しまして、またユニーの跡地そのものは今駐車場として使っておりますが、来年の 4 月以降には庁舎の駐車場もできまして、供用できるということですので、来年度、もう 1 筆の土地を買い戻す予定をしております、できたら予算、認めていただければの話ですが、来年度早々に、4 月早々に買い戻しをして、5 月ぐらいから決定した事業を具体的に事業に入ってくださいと、そういう考えをしておりますので、いずれにしても 2 回に分けて 2 年度で買い戻すということです。

あともう 1 点、続きまして、54ページですが、19節負担金補助及び交付金の中の市民活動助成金、こちらにつきましては、120万円計上させていただいておりますが、毎年度市民活動団体の方から助成金の提案をしていただいて、そこで発表していただいて、審議会の方で決定して助成しているということで、本年度、平成20年度は11団体に交付しまして、総額92万3,000円を交付しております。ちなみに前年度、平成19年度も同団体の11団体ですが、62万2,000円ということで、毎年申請内容、申請規模等に応じて、審査の委員会がありますので、それで査定をいただいて、額の方も決定して交付しております。

以上であります。

◎柴山委員長 丹羽消防庶務課長。

◎丹羽消防庶務課長 それでは、147ページ、2 目 8 節報償費、消防団員退職報償金でございますが、これにつきましては、在職した年数 5 年以上、実動につきましては、30 年以上で 5 年刻みになっております。また、在職したときの階級で 1 年以上、その籍におった者の階級で支給することとなっております。昨年度までは161万5,000円を計上させていただいており

ました。昨年度につきましては、20年以上の分団長の46万3,000円をお一人分と、あと5年以上の団員さんの14万4,000円の8人分ということで計上させていただいておりますけれども、例年、6月等の補正で、お願いしておりましたので、過去3年間の平均ということで、本年度につきましては、20年以上の分団長経験者2名分、46万3,000円掛けるお二人分と、4年以上の団員さん、14万4,000円掛ける11人分ということで、251万円の予算を組まさせていただきます。

以上でございます。

◎柴山委員長 後藤委員。

◎後藤委員 2点の再質疑をさせていただきます。

まず、54ページですね、市民活動助成金ですね、それとあわせてコミュニティの推進の助成金もありますよね。重複しているというような、いろんなイベントが入っておるような可能性もありますが、その辺のところ、やっぱりこの財政の、逼迫した財政の中で、やはり市民活動の助成金を出すということについて、見直しがあるかないかというようなことの質疑をさせていただきます。

そして、消防の147ページ、団員退職の報償金についてですが、これも例えば非常に高年化に今なっておりますね、やはり活動できる実践部隊はやっぱり若手や中年ぐらいまでの経験豊かな人も含めてですが、実践が伴ってくるということをややはり対処していくためにも、退職金の報酬のところを、例えば1年まあちょっとおって、来年予算ができたなら、退職してくれよといったことではなくて、なるべくそういうところできちっと出して、やめたい人はあんまり、はっきり言って力になっと思わんとするんです、私は、団員として。その辺のことも含めて、ちょっとご答弁をお願いしたい。

◎柴山委員長 大西企画政策課長。

◎大西企画政策課長 54ページの後藤委員のご質疑にお答えします。今のお話で、コミュニティ推進地区助成金221万9,000円と市民活動助成金120万円を計上させていただいていますが、見直しができないかというご質疑だと思いますが、基本的にコミュニティ推進助成金につきましては、今、町内会等ではできない広域的ないろんな事業等を住民のパトロールとか、いろんな部分、広域的な部分でコミュニティというのは立ち上がっております。市内に今3カ所立ち上がっておりますが、そういった地区に対する助成金という性質のもので、一方、市民活動助成金につきましては、ボランティア団体、請負団体、それからそういったまちづくり団体、小規模な10人なり20人の団体で、基準は10名以上の構成員でという格好になっておりますが、小規模の個々の団体に対する助成というか、そういった性質のもので正直いって違うものでありますので、それを見直すということは考えてはおりません。

以上です。

◎柴山委員長 丹羽消防庶務課長。

◎丹羽消防庶務課長 消防団員退職の報償金に関する質疑でございますけれども、まず、平成20年の消防団員の平均年齢としましては、平成20年4月時点で39.6歳でございます。そうした中で、各団、それぞれの団の事情によりまして、退職される方をお決めになっております。団によって、それぞれ内容がいろいろ違いまして、ある団につきましては、新しく入る方が

待っているということもございまして、また他の団につきましても、本当に募集に苦慮しているというところで、その中で、ことし分団さんの方からも、消防団員を募集する、犬山市消防団に関するパンフレットを作成してもらえないかということで、3月10日の分団長会議で、一応、お配りをして、そういったものを活用して、消防団員の入団促進を図っているというところがございます。

また、国の方からは、団員の募集に、今までの募集ですと、なかなか募集ができないということで、機能別消防団員という項目も入っております。これにつきましては、消防団員のOBの方ですと、もしくは昼間だけ犬山市にお勤めの方等、機能によってそういった各行催事は出してもらわなくて、災害だけ出してもらおうとか、そういった機能別消防団員というような方針も国の方では示されて、全国では、そういったことを取り入れておるところもございまして、一応、犬山市につきましても、現在のところ、機能別消防団員さんを取り入れる予定はしておりません。

以上でございます。

◎柴山委員長 他に質疑はございませんか。

三浦委員。

◎三浦委員 最初に、まとめでお聞きしたいんですけども、この平成21年度の予算というのは、どういう特徴を持ったものかというか、どういうところに配慮して予算組みがされたのか。そしてまた、コスト削減というか、そういうところの部分というのは、どういうところがあるのか。

といいますのは、新聞等を見ますと、11.8%、一般でいいますと、11.8%増ということで、ほかのところの市町が、皆マイナスなのだという、市民に説明していく部分でも、内容的には新庁舎の建設とか、いろいろわかっているんですけども、うちの新年度予算はこういうところが特徴だよという部分を先にお答えいただきたいと思います。

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 平成21年度の予算の特徴ということでございますが、まず初めに、今回の平成21年度予算というのは、非常に厳しい予算編成となりました。厳しいということが特徴と言えるかどうかわかりませんが、それに対しまして、私どもの財政の考えられる手法をすべて用いて予算計上をさせていただいたということです。

まず、何度も言いますように、前年度繰越金を7億円計上しましたことと、財政調整基金を8億6,000万円取り崩しをいたしました。こちらにつきましては、平成20年度からこの準備をしたということで、減収補てん債を借り入れて、それを平成20年度に借り入れて、その浮いた分といいますか、そういった部分を財政調整基金に積んで、財政調整基金の総額をふやしたりですとか、そういったもので8億6,000万円を平成21年度で繰り入れを計上させていただいた。それから、特定目的基金につきましても、取り崩しをいたしております。また、臨時財政対策債、こちらにつきましても、国の予算が示す枠の目いっぱい借り入れて、財源を確保して、歳出面では、特徴としましては、やはりこういった中でも、市民に必要な事業はしっかり確保していくということで、その主なものとしましては、金額的には全体から見ればしておりますけど、例えば子ども医療費の拡大ですとか、妊婦健診の事業の

拡大、5回から14回にふやすですとか、それからあとは当然、必要な事業としましては、今の緊急経済対策としまして、原材料等高騰対応等緊急保証制度、保証料補助ですとか、そういったものですとか、子ども未来園の大規模改修ですとか、それから学校等の耐震改修、それから犬山市を本当にこれから犬山市をもっと活力のあるまちにするための歴史的な資産を活用した歴史的資産の保存・承継事業ですね、そういったものですとか、あと、都市基盤整備としましては、都市計画道路の整備事業、こういった本当に市民に必要な事業、これをしっかり確保させていただいたと、こういった部分が今回の特徴ということでご理解をいただきたいと思います。

コスト削減につきましては、平成20年度に第5次行政改革大綱を策定いたしました。こちらの行政改革大綱の内容としましては、現行事業の見直しは当然のこと、日々改善、そういった経費の削減ですとか、それからあと公共施設の機能の改善ですとか、それから職員の意識改革として人事評価制度、こういったものを実施していくですとか、あるいは自主財源の確保、こういうことで、長期的な視野に立って、企業誘致を積極的に進めていく、そういったものですとか、あと人件費の見直し、そういったようなさまざまなことを行政改革大綱に基づいた実施計画を策定いたしまして、コスト削減に向けて確実に実行していこうと、このようなことを考えております。

以上です。

◎柴山委員長 三浦委員。

◎三浦委員 いろいろご説明いただいたんですけど、コンパクトにわかりやすくは、なかなかそういう部分は言えないですし、またコストの削減に向けても、なかなか抽象的と言ったら言い方悪いですけど、なかなか具体的なものが見えてこないというか、コスト削減に関しては、本当に監査やらせていただいても、ずっといろいろ皆さん努力していただいているというのは、よくわかっておりますので、より明確なものが見えてくるといいかなということは思いながら、一つずつちょっと入っていきたくと思いますけど、44ページの8節の報償費の、先ほど説明がありました産業医のことですが、先回もお聞きしましたが、来年度は先生がかわるのでしょうか。あと、本庁での動きというのは見えたんですけど、あと消防とか、出先機関の対応はどうされているのかちょっとお聞きしたいと思います。

◎柴山委員長 小島秘書広報課長。

◎小島秘書広報課長 産業医につきましては、現在宮崎先生に本年度やっていただいております。来年度も、おおむねまた宮崎先生にお願いができるというようなことになるとるんですけど。

それからあと、産業医がいろんな活動、月に1回、木曜日ということで、相談を受けておりますけれども、外にもというお話でございまして、消防等に出向きまして、いろいろ相談を受けております。それと、消防の方に、いろいろメンタルな面で、いろいろ悩み事等があるというようなお話がありましたので、消防職員にも話を伺って相談を受けていただいております。

以上です。

◎柴山委員長 丹羽消防庶務課長。

◎丹羽消防庶務課長 消防職員としましても、随時産業医さんのご相談には声をかけていただきまして、お話をさせていただいております。個人面談等も含めまして、行っております。

そうした中で、2月13日に職員が死亡したときにも、来ていただきまして、普通は産業医さんの来ていただく時期とひっかかったもんですから、基本的にこちらへ来ていただきまして、個人面談等をしていただいております。

以上でございます。

◎柴山委員長 三浦委員。

◎三浦委員 なかなかそういう体の病の方はあれかもしれませんが、心の病というのは人の目も気になりますのでね、産業医に来ていただいたり、来ていただくなり、行くなりという、そういうことには気をつけなきゃいけないと思うんですが、現実、今職員さんの中で、心の病なり体の病で休暇というか、とってみえる方は何人ぐらいいるかはわかりますか。

◎柴山委員長 小島秘書広報課長。

◎小島秘書広報課長 現在、心の病ではおりません。先月、復帰をしましたがけれども、1名は、心の病ということで、休職をしておりましたけれども、復帰をしました。

◎柴山委員長 三浦委員。

◎三浦委員 では、続きまして、50ページの13節委託料の、先ほど説明がありました帰宅困難者支援マップ作成委託料47万3,000円ですが、これはどういう目的でつくられるのか、1万2,000部というのは、どこへどういうふうに配布されるのか、どうなってるのか教えてください。

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 まず、目的でございますが、これは災害時における犬山市内に見える方、他市町から見えている方、そういう方について、交通機関がストップしたときに、この地図を頼りに、徒歩で帰宅ができるようにするためのものでございます。

こちらにつきましては、どこに配布されるかということですが、これは市内の公共施設、それからコンビニですとか、ガソリンスタンド、郵便局等、そういったところに設置を予定しております。

以上でございます。

◎柴山委員長 三浦委員。

◎三浦委員 ということは、帰れなくなったときに、どこかに寄れば、それがわかるということで理解したらいいんですか。

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 はい、これは災害があった場合に、そういった公共施設ですとか、コンビニですとか、そういったところに立ち寄っていただきまして、こちらの地図を、ただで配って、それを持って自宅まで歩いて帰っていただく、そういうための助けにさせていただくということでございます。

◎柴山委員長 三浦委員。

◎三浦委員 それは、帰宅困難になった場合であって、その以前というのは、知ることはできるんですか。マップに関しては。

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 これがあるということですか。

◎柴山委員長 暫時休憩いたします。

午後 1 時 53 分 休憩

再 開

午後 1 時 53 分 開議

◎柴山委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

日比野総務課長。

◎日比野総務課長 こちらの地図につきましては、1万2,000部つくりましたら、こういった各施設に配布いたしまして、当然、広報ですとか、それからあとホームページ等で配りますということ周知させていただくことを考えてます。

◎柴山委員長 三浦委員。

◎三浦委員 63ページの18節備品購入費、これ見たら、デジカメだったんですけど、これ目的、購入目的をお聞きしたいと思います。

◎柴山委員長 梅村収納課長。

◎梅村収納課長 今回のデジカメの購入ですが、インターネット公売を今年から始めています。今写真データをすべて上げていかなきゃいかんということがございます。不動産等のデータをやっぱり事前に把握するために、カメラで写真を撮りたいということで購入したいと思っています。

◎柴山委員長 三浦委員。

◎三浦委員 インターネット購買、市のホームページで見たんですけど、今までの実績というか、いつから始めているかを含めて、今の状況をちょっとお知らせいただきたいと思います。

◎柴山委員長 梅村収納課長。

◎梅村収納課長 今年、12月に1回と、それから1件物件を、土地の物件を上げておるわけなんですけど、やっぱり今の社会情勢の中で、なかなか申し込みがございました。あわせて、やはり同じようなインターネット公売を上げたのですが、今の情勢の関係で申し込みがなかったということでもあります。

あと、今後なんですけど、常時、ある程度の間隔でインターネット公売、受け付けておりますもんですから、それに載せながら、行っていきたいと考えております。ただ、それと今の物件に限らないで、新しい物件も含めて、取り上げていきたいと考えています。

◎柴山委員長 三浦委員。

◎三浦委員 それに絡めてなんですけど、収納というか、滞納者に対するところなんですけど、今、1人の職員が収納課で滞納処理に当たってる件数、1人当たり何件くらいなんですかね。

◎柴山委員長 梅村収納課長。

◎梅村収納課長 ちょっと差はありますが、約600件から700件の対応になっておるところでござ

ざいます。

◎柴山委員長 三浦委員。

◎三浦委員 それで、私が、この前、自分の経験なんですけど、例の多重債務者の、今処理をすると、結構な額が要するに払い過ぎてたのが戻ってくるということが今テレビでもよくやっていますよね、法律事務所の関係で、それの、そういう方も中にはいると思うんですが、そういう方へのアドバイスというのはどうされてるんですか。

◎柴山委員長 梅村収納課長。

◎梅村収納課長 今、納税相談というような形で、窓口にお見えになりまして、分割納付していただく形をとっていただくときに、個々の方の収入状況から、債務状況を確認しております。そのときに、特に債務の大きい方については、今、消費者相談とか、いろんな相談する場所がございますので、そういう方をご紹介をさせていただいたり、そうしたことでお話をさせていただいたりしております。

◎柴山委員長 三浦委員。

◎三浦委員 紹介して、例えばもう回収があって、収納につながるということはなかったんでしょうか、今まで。例として。

◎柴山委員長 梅村収納課長。

◎梅村収納課長 多重債務のグレーゾーン金利の問題について、具体的にそれを金融業者の方の金利だった部分を差し押さえたりすることについてはまだ犬山市は実施しておりません。県内、全国的にも、国、県、市でも、徐々には始まってはおりますが、まだ犬山市はできない段階でございます。今のところは、先ほど申し上げたように、その方の収入状況等に合わせた分割納付で納めていただくようなシステムをとっています。

◎柴山委員長 三浦委員。

◎三浦委員 分割納付ができればいいですけど、そういうふうな、もしグレーゾーンで戻ってくる部分がたくさん、私が相談受けた方は、ちょっとあったもんですから、そういうので本当に納税していただければ一番いいかなと思いますので、またその点よろしくお願いします。

次、消防の方ですが、ちょっと聞く場所がなかったので、144ページの8節報償費の中の出初式記念品ということで無理やり聞くんですけども、出初式はことしもすごい寒くて、ぐあいの悪くなった方も何名か出られて、先ほども後藤委員のお話じゃないですが、消防団もちょっと高齢化してきてますし、丹羽消防でしたか、何か式典が中であって、外でそういう催しされてるということを聞いておりますが、犬山市に関しては、そういうことはお考えあるでしょうか、ないでしょうか。

◎柴山委員長 丹羽消防庶務課長。

◎丹羽消防庶務課長 たまたま、今年丹羽消防さんの出初式に行ってみまして、一番最初の分列行進を道路上でやった後、中で式典をし、式典が終わった段階で、また外へ出ていきまして、そこで一斉放水をして終わっておるという流れでございました。

犬山市としまして、まだそういった中身といいますか、そういった形にする、しないにつきまして、ちょっとまだ検討はしておりませんが、以前に雪が降ったときもございまして、そういうときは臨機応変な、屋内での式典に急遽切りかえるというふうなことはやって

おりますけども、最初の段階から室内でということは、現在のところちょっとまだ考えていません。

◎柴山委員長 暫時休憩いたします。

午後 2 時 01 分 休憩

再 開

午後 2 時 01 分 開議

◎柴山委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

三浦委員。

◎三浦委員 本当に皆さん、やられる側の方が一番いい方法が私はベストだと思いますので、またちょっと検討いただきたいと思います。

最後に、146ページ、住宅用火災警報器、これの補助の要綱というか、対象って、65歳以上のひとり暮らしの高齢者でしたか、高齢者の単独家庭でしたか、そこら辺ちょっと確認したいんですが。

◎柴山委員長 渡邊予防防災課長。

◎渡邊予防防災課長 もう一度、補助を受けられる方の五つの条件がありますが、すべて述べさせていただきます。

まず1点は、65歳以上の高齢者のみで構成する世帯。ですから、独居も含まれてきます。それから、2番目としまして、身体障害者手帳の交付を受けている人で1級か2級の障害手帳を持っている人の世帯。それから、3番目としまして、知的障害者手帳の交付を受けている人でA判の手帳を持っている世帯。それから、4番目、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、1級の障害者手帳を持っている世帯。それから、5番目としまして、生活保護法に規定する生活保護を受けている世帯という、この五つの条件でございます。

◎柴山委員長 三浦委員。

◎三浦委員 ということは、高齢者で2人で住んでた場合はだめ、65歳以上でだめだということかね。

◎柴山委員長 渡邊予防防災課長。

◎渡邊予防防災課長 65歳以上の世帯で構成されていれば、10人見えようが、20人見えようが補助の対象になります。

◎柴山委員長 三浦委員。

◎三浦委員 そのチェックはたしか訪問されてということだったと思いますが、取り付けに關しての手助けというのはどうなっていましたか。

◎柴山委員長 渡邊予防防災課長。

◎渡邊予防防災課長 できれば、購入された方で取り付けをお願いするんですけど、高齢者の方で体の不自由な方、どうしても天井につけますので、高所作業になりますので、大きな声では言えないけど、何とか私どもでさせていただきますというような形で、設置促進に努力

しとるということでございます。

以上です。

◎柴山委員長 三浦委員。

◎三浦委員 ごめんなさい、最後だと言いながら、もう一つあります。

146ページの19節、今の住宅用火災警報器の三つ上のプロトコール、これについて説明をお願いします。

◎柴山委員長 日比野消防次長兼消防署長。

◎日比野消防次長兼消防署長 今の三浦委員の方から質疑のありました、プロトコールというのは、救急現場へ行ったときに、救命士が患者に対してどの手順で応急処置をやるかという手法というんですかね、このプロトコールの講習会というのは、まず三つあるんです。まず、救命士の方が国家試験で合格さえしてれば、いざ現場に出る前に、県が指定した、今言ったプロトコールを講習を受けます。これは1日で済みます。これは今言った救命士に合格されて、現場で活躍する場合に、患者の観察の手順手法、例えば目を打ってれば、目の応急手当、心臓が止まってれば、除細動器の設置、それから2点目は、薬剤投与の講習の負担金です。国家試験に合格された方が、救命士から薬剤投与をする場合に、薬剤投与も手順があります。それから三つ目は、これも同じなんですけど、救命士が現場で行った処置がいいか悪いかの検証をする負担金、この3点が、このプロトコールの講習等負担金16万2,000円に入っております。

以上です。

◎柴山委員長 三浦委員。

◎三浦委員 では、これはあれですね、今言われてる、トリアージという言葉がよく言われるんですが、それとは別のものになるんですね。

◎柴山委員長 日比野消防次長兼消防署長。

◎日比野消防次長兼消防署長 トリアージとは、これはフランス語なんですけど、似た部分もあるんですけど、国家試験、救命士の資格を取った者については、人の命を預かってますので、今言った、愛知県の救急高度化推進事業にもたれて、地区の尾張北部メディカルコントロール協議会というのがあるんですね、この中で定められた事項がプロトコールということで、そういうことで、患者の観察から始まって手当、救急車に収容して、病院へということになります。

◎柴山委員長 他に質疑はございませんか。

中村委員。

◎中村委員 総務と消防の方にお尋ねします。

まず、総務の方、総務費の新庁舎建設事業、198ページ、おおむね、隣で工事やってますけど、順調に建設が進んでいると認識しています。資金の方も、2年払いで平成20年度、平成21年度で41億円余り、それから借金の方で10億円ということで、これは建設基金の約40年積み立ててきたというのは非常に大きいなというふうに思っておりますが、建設基金の方は、これで建設始まって、建設が終われば、役目は終わるのかなと思うんですが、一般質問でも、公的施設の維持管理をどうしていくんだというような質問が出ておりましたが、私自身、こ

+

れから建てるものに対しては、建設費考えるのは当然ですけど、それにあわせて維持管理費もあわせて考えていく必要があると思うんです。犬山の悪いところは、30年たって、やっと大規模改修で、例えば未来園なんか1億数千万円かかってしまいます。学校の方は、学校施設整備の基金があるから、何とかなるんでしょう。それで、例えばこの間、どこかの市で10年間で100億円かけるというようなところもありました。あそこは財政力豊かなところだから、そういうことができると思うんですが、当市において、今建てとる最中で大変恐縮なんですけど、建てた後の庁舎の維持管理、どういうふうにお考えなのか、見直しをお示ししていただくのと、建設基金、さっきおおむね役目は終わったと言いましたけど、このままにしておくのか、例えば廃条例にするのか、今言った条例改正によって、例えば基金に、維持管理の基金に充てるのか、その辺もあわせてお示しをいただけますか。お願いします。

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 庁舎のメンテナンス、維持管理にかかわる見直しと、今後の基金のあり方についての質疑かと思えますけど、まず、本当に公共施設、庁舎に限らず、公共施設の面から、本当に非常に市が抱える大きな問題だと思います。先日、ニュースでも東京都庁ですか、5年間だけで780億円かけて改修するということが報じられておりましたけど、議員ご質問の、庁舎の将来に向けてのメンテナンスにつきましては、大沢議員の一般質問でも答弁させていただいたとおり、本当にいい状態で長く使うためには計画的な維持修繕が大変重要になってくるということでございます。

それで、それに対して財政的な準備もしていく必要があるかと思えます。維持管理の見直しとしましては、現状では、まだ幾ら積み立ててとかいう、そこまでの検討は至っていないんですけど、ただ、今回庁舎完成後に、庁舎建設基金の繰り越し分が残るわけでございます。この辺につきましては、このまま庁舎建設基金として持っていて、これは支払えないといえますか、庁舎建設基金の条例の中に、庁舎建設に係る必要な経費に充てるため、必要があるときに処分できるという、そういう規定ですので、この条例を廃止する、あるいはこれを見直して、メンテナンスに使えるように、改正するか、どちらかを選択いたしまして、今後、庁舎だけでなく、市の、いろんなほかの施設、公共施設に関しても使えるような基金、そういうものを検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

◎柴山委員長 中村委員。

◎中村委員 今答弁いただきました。建設の途中で検討というのは、早いかもしれんけど、今からやっておかなきゃいけない重要な点だということを認識しておりますので、中・長期的に計画を立てて、維持管理の方もしっかり考えていただくことを指摘しまして、1点、再質疑で、庁舎内のレストランなんですけど、この間うち、公募されて、数社お見えになったというふう聞いてますけど、現状、どんなもんか、いつごろ決まるのか、その辺のめどをお示しいただきたいと思えます。

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 新庁舎のレストランに関しましては、3月の初旬に、まず1回目の審査委員会を開催しました。その段階で4業者応募がありました。この4業者につきましては、1回目では、まだやはり結論が出ないということで、第2回目、3月末を予定しておりますけど、

このときに、実際に応募された業者を呼んで、実際に直接委員さんが状況をヒアリングしまして、そこで決定をしていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解の方をよろしくお願いします。

◎柴山委員長 中村委員。

◎中村委員 名前言えますか。差し支えなければ。

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 4社のうち1社がラメールでございます。塔野地の喫茶店されてみえるところ。それから、2社目としまして、なり多ですね、それから3社目としましては、この近くの香月さんです、それから4社目としては、まみずの里で、この4社でございます。

◎柴山委員長 中村委員。

◎中村委員 食に関しても非常に大事なことでありますので、しっかり検討していただくことを指摘して、次に、消防の方の質疑をさせていただきます。

148ページの施設費の中の修繕費、先ほど庁舎の方と水槽等ということで、200万円計上されとるという説明がありました。ちょっと視点を変えまして、消防本部の方でなくて、消防団の方の詰所に関して質疑したいと思うんですが、6分団ある中、建て方は1階にポンプ車があって、2階で詰所というふうになっておると思います。消防本部の方はしっかり耐震していただいて、多少の地震、びくともせんというふうに聞いておりますが、こちらの消防団の方の詰所の耐震に関しては、地震が来た場合大丈夫なのか、というのは、設計家なんか聞くと、あぁいった中が空洞という言い方はおかしいですけど、駐車場みたいになっとならば、2階が生活拠点になる建物は地震なんかが起こった場合、ねじれが起こる可能性がある、ねじれることによってシャッターですので、そのシャッターがあかなくなるケースが想定されるんじゃないかという設計家の方のお話も聞いたことがありますんで、仮に、あつてはいかんですけど、地震が起こって、シャッターがねじれてまったと、緊急に出動しないかんといいときに、シャッターがあかん、消防車どうやって出そうというときの対策はしっかりとつてみえるのか。ですから、耐震がされてるかどうかということと、その地震が起こった場合の、ねじれによってシャッターがあかないときの緊急時の出動に対する2点質疑させていただきます。

◎柴山委員長 丹羽消防庶務課長。

◎丹羽消防庶務課長 消防団の車庫につきましては、第1分団から第6分団までございまして、一番古いもので昭和54年、一番新しく建てたものでも第1分団の昭和58年に建てられたものでございます。その中で、第5分団が楽田出張所と一緒にございまして、第5分団を除き、すべて、第5分団は鉄筋コンクリート造りなんですけども、ほかの分団につきましては、鉄骨造になってます。犬山市では、今年度、建築課さんで犬山市耐震診断促進検討会というのが数回開かれてございまして、その中で、構想としましては、平成27年度までに耐震診断をし、耐震補強を、その診断結果によって耐震補強をするという方向性は示されております。

新しい今の建築基準法ですと、昭和56年に改定されまして、昭和57年以降の建物ということで、うちの所管として該当しますのは、昭和58年に建築されました第1分団車庫と第5分団の楽田出張所に併設されておるものを除きまして、一応2分団、3分団、4分団、6分団

は、それぞれ昭和54年から昭和56年の3月ということで、この耐震診断の結果、補強の対象になっておるものと考えております。

そうした中で、委員ご指摘のとおり、鉄骨造につきましては、やっぱりひねりが来やすいということで、耐震的には弱いというのが1点ございます。それともう一つ、1階は前面シャッターで、あとは壁、3カ所が壁なんですけども、なかなかねじれは来やすいということ聞いております。

耐震診断につきましても、来年度、平成21年度予算でも検討したんですけども、他の予算の関係もございまして、来年度予算にはちょっと計上してございませんけども、できるだけ早く計上をしていきたいとは考えております。

それと、ねじれがあった場合ということなんですけども、本当に第1分団の車庫のシャッターが調子が悪いということで聞いておりますけども、1回ひっかかると、なかなかシャッターが開かないということで、現実的には、消防署の車両が行きまして、エンジンカッター等で開けるか、もしくは、バール等でこじあけて、はがして、実際にもうねじれてしまった場合、バール等でこじあけて、車両を外へ出すのか、もしくは消防車が行って、エンジンカッターで切って、現在のところ、外へ出すという方法しかちょっとないんじゃないかということでございます。

以上でございます。

◎柴山委員長 中村委員。

◎中村委員 バールは常備してあるわけ。

◎柴山委員長 丹羽消防庶務課長。

◎丹羽消防庶務課長 消防団がそれぞれ、家庭よりも大きなものなんですけども、一応、バールは常備してございます。

◎柴山委員長 中村委員。

◎中村委員 そういうことがないように思っておりますし、備えあれば憂いなしの観点から、何事があっても頼りにできるのは、消防署しか、災害が起こったときに市民の安全・安心を考えると消防署しか頼るところはないですから、いざというときの備えもしっかり考えていただきたいということを指摘しまして、1点だけ、そのいざというときのAED、各消防団の詰所にあるわけなんですけど、例えば、私が住んでる五郎丸ですけども、第2分団が、私の方から見れば南の方にあるんですけど、あの辺の周辺の人に聞いたら、AED、消防第2分団の車庫にAEDがあるなんて、ほとんど知らなかったんですよ。南小学校とか、来年度の予算で小・中学校に全部AEDは設置されるという話がありますけど、消防分団にAEDがあるということがほとんど知られてない、三浦議員の質問の中で救マーク云々、含めて、まず、どうして消防署分団の車庫にAEDがあるのか、設置されたのかということと、あつてはならんですけど、いざというとき、行くときに近所の人のために置いたのか、こういうことから、分団の方に置いてあるのかという、どういうふうに取り扱う想定なのかということも1点質疑させていただきます。

◎柴山委員長 丹羽消防庶務課長。

◎丹羽消防庶務課長 分団車庫のAEDの関係ですけども、分団車庫に設置させていただきます

した理由につきましては、分団なり、分団車庫が消防、犬山市に今6分団ございまして、それぞれの地区といたしますか、地区が適正に配置されておるという関係で、分団車庫に設置したものでございます。

外に表示がないというのが、そういうことと、あと周辺の方々に周知してないということなんですけども、一応、分団車庫に設置したのは、分団員さんが使うのが主な設置した理由で、あと分団員さんに対しましては、それぞれ年に、定期的な講習をして、ほとんどは分団員さんに使っていただくと。なかなか分団車庫というのは、すぐ出動というのが大事でございますので、かぎもかけてないということで、そういう関係もございまして、まずは分団員さんに講習等をして、分団員さんが使うという前提で設置したものでございます。

以上でございます。

◎柴山委員長 他に質疑はございませんか。

小池委員。

◎小池委員 34ページ、雑入の中で、本庁食堂の光熱水費はあるんですが、地下食堂だと思んですが、この食堂の家賃というんですか、これどこか入ってるのかどうか、まずお聞かせください。どういうふうになってるのか。

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 22ページをお開きください。

ちょっと申しわけありません。

◎柴山委員長 暫時休憩いたします。

午後2時27分 休憩

+

再 開

午後2時27分 開議

◎柴山委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

小池委員。

◎小池委員 後で聞かせてください。

35ページ、雑入の事務用封筒広告料、ホームページは36万円見込んであるんですけども、今年度は封筒広告はやらないのですか、これ、どういうふうか、計画があれば聞かせてください。

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 今回も、平成20年度と同様に募集をかけます。ただ、こういう情勢ですので、なかなか業者が見つからないという、平成20年度も後半にかけては、なかなか新しい業者も見つからなかったもんですから、とりあえず頭出しということで計上してあります。

◎柴山委員長 小池委員。

◎小池委員 続いて、歳出の47ページお願いします。

財産管理費の下から5番目の庁舎古紙回収委託料42万4,000円の、これは古紙回収を年12

回と、機密回収をやっておるといように聞いとるんですけど、この古紙を回収して支払っ
とるんですけど、これ廃品回収だと、新聞なんかは1キロ8円だとか、雑誌4円、あるいは
段ボールが6円ということで、有償で売れるんですが、その収入はあるのかなのか。

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 こちらにつきましては、収入の方はございません。

◎柴山委員長 小池委員。

◎小池委員 そうするとお金を払って持って行っていただいとるということですか。

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 そうです。こちらの方につきましては、江南紙原料さんにこちらまで来て
いただきまして、それで積み込んでいただき、持っていただくという、そこまで委託して
おります。

◎柴山委員長 暫時休憩いたします。

午後2時29分 休憩

再 開

午後2時29分 開議

◎柴山委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

小池委員。

◎小池委員 その廃品回収業者というのは、取りに来てくれるんですよ。取りに来て、なおか
つ今は逆有償でなく、買ってくれるというものがあるんですが、そのところは話し合いし
たこと全然ないんですか。

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 現状では、話し合っておりません。

◎柴山委員長 小池委員。

◎小池委員 それこそ、こんなことなら、これ19万円ばかり、持っていってもらうのに払っと
るはずなんですけど、どこかの小学校か婦人会か子ども会の廃品回収のときに協力してあげた
方がかえって喜ぶと思うんですけども、月に1回、庁舎内の古紙をいつも出しとる場所は、
下の階段の、西側の出口から山になっとるんですけど、それは一遍ちょっと検討する必要が
あると思うんですが、その点についてお聞かせください。お願いします。

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 小池委員が言われておるとおりでございます。今後検討していきたいと思
います。

◎柴山委員長 小池委員。

◎小池委員 それで、それに伴って、機密回収、機密文書の回収については、納得しますが、
これはどういう業者がどういう処分の仕方をしとるか、それをちょっと聞かせていただけま
すか。

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 こちらにつきましては、古紙回収業者、専門の業者でございますが、こちらの方に委託しておりまして、処分の際はましては、職員が最後まで随行しまして、処分をするところまで確認をいたして処理をしております。

◎柴山委員長 小池委員。

◎小池委員 とにかく外部に漏れていかなようなものまで入ってるだろうと思いますので、このところは慎重にひとつ回収をしていただいて、処分していただくようお願いをしておきます。

続いて、48ページの庁舎敷地借地料、451万9,000円ですが、これは名鉄協商の跡か、岩田さんの土地を借りとんのか、どっちですか、まずお聞かせください。

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 こちらにつきましては、岩田氏の土地でございます。議場の北側の土地でございます。今、進入路に使っております。

◎柴山委員長 小池委員。

◎小池委員 これの借地料の積算根拠をちょっと聞かせてください。

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 こちらにつきましては、相続税評価額掛ける面積掛ける100分の5に固定資産税額プラス都市計画税額を足したものでございます。

◎柴山委員長 小池委員。

◎小池委員 もう1点、43ページをお願いします。

一般総務管理費の情報公開審査会委員の報酬、個人情報の保護審査会委員の報酬ということが出ておりますが、この二つの審査会の委員は同じ委員なのか、違う委員なのか、人数を教えてください。

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 情報公開審査会委員につきましては、3名、間瀬弁護士、それから名経大の高田教授、それから斉木昭子さんでございます。それから、個人情報審査会につきましては、鈴木弁護士、それから先ほどの情報公開と同じ名経大の高田教授、それから山田一生委員でございます。

◎柴山委員長 小池委員。

◎小池委員 違うということですね。

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 高田委員だけ情報公開と個人情報の両方に。

◎柴山委員長 小池委員。

◎小池委員 消防の方へちょっとお尋ねします。

直接これ議案に関係してこんけども、149ページの防火水槽新設が楽田の駅東ですかね、やられるということですが、それはいいんです。犬山市内に、道路上にある防火水槽というのは幾つぐらいあるか把握されてみえますか。

◎柴山委員長 丹羽消防庶務課長。

+

◎丹羽消防庶務課長 以前に、ピアノ議員だったと思いますけども、今ちょっとその資料は持ち合わせてないですけども、当時の資料としては残しておると思います。

◎柴山委員長 小池委員。

◎小池委員 その道路上にあるやつで、今後、下水工事が進められるに当たって、それが邪魔になるということはあるのかないのかだけ、わかれば。

◎柴山委員長 丹羽消防庶務課長。

◎丹羽消防庶務課長 具体的に下水道課とは調整はしておりませんが、当然邪魔であるということであれば、移設、もしくは廃棄という方向性しかないと考えております。

◎柴山委員長 小池委員。

◎小池委員 もう1点だけ。同じページの南出張所の造成工事の請負と、出張所用地購入費で、用地は、どの大きさになったのかということ、それで平米当たり幾らで購入される予定なのか、わかればお聞かせください。

◎柴山委員長 丹羽消防庶務課長。

◎丹羽消防庶務課長 南出張所の用地につきましては、2回の政策会議等で、一番有力な地区の中で、各地主さんから前向きなご返答をいただいております土地につきましては、登記簿面積でいきますと、1,593.9㎡ということで、用地の予算的な部分でございますけども、これにつきましては、平成16年度に楽田地区の畑地ということで聞いておりました、そこで平米4万円で購入した実績がございましたので、ただ消防署の、南出張所というのは道路に接している等、条件がございますので、消費税含め、一応平米当たり5万円の予算を組ませていただきました。

以上でございます。

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 小池委員のレストランの使用料についてのご質疑でございますが、現在、新しいレストランの使用料につきましては、計上されておられません。なぜかといいますと、これは行政財産の。

済みません。地下食堂は、現状、使用料としてはいただいております。減免しております。といいますのは、全く、こちらの方に入る業者がなかったということで、こちらの方で減免をして、こちらの方に入っているということで、現状では、こちらの方には計上されておられません。

◎柴山委員長 他に質疑はございませんか。

牧野消防長。

◎牧野消防長 南出張所の建設候補地につきましては、売買契約に関する確認書を3月11日に提出させていただきました。稲葉に入っていく道路のすぐ南側、コンビニの反対側ですが、一応、この確認書の中で、本件土地の代金は、不動産鑑定士による評価額とするということで明記させていただきました、ご本人には、1年ほど前に実際の売買実例がありました。3万400数十円、それから稲葉の進入路の路線価が平米3万900円という、この値段をお示しして、プラスマイナス、要は土地は数%下がってきてますよとそれ以降、あるいは下水にすぐ接続できないとか、そういうマイナスの面があります。逆に、土地の形が整形地ですよ、そ

れから2カ所道路に面しているというようなプラス要因もありますよと。大体それがつり合いがとれるとそれぐらいの値段になりますと。

以上です。

◎柴山委員長 日比野消防次長兼消防署長。

◎日比野消防次長兼消防署長 先ほどの三浦委員の質疑の中で、ちょっとわかりにくかった点がございますので、プロトコールとは、手当の仕方、トリアージは程度注意といった判断でございます。

以上でございます。

◎柴山委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 質疑なしと認め、第12号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第18号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

日比野消防次長兼消防署長。

◎日比野消防次長兼消防署長 (第18号議案説明)

◎柴山委員長 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 質疑なしと認め、第18号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第37号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

小島秘書広報課長。

◎小島秘書広報課長 (第37号議案説明)

◎柴山委員長 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 質疑なしと認め、第37号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第38号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

小島秘書広報課長。

◎小島秘書広報課長 (第38号議案説明)

◎柴山委員長 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 質疑なしと認め、第38号議案に対する質疑を終わります。

+

続いて、第39号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

小島秘書広報課長。

◎小島秘書広報課長（第39号議案説明）

◎柴山委員長 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

ご発言を求めます。

山本委員。

◎山本委員 第39号議案について質疑をさせていただきますが、今、通勤手当の方で説明ございましたけれども、具体的にこういう対象者というのはどれぐらいいるのかということをお示しください。

◎柴山委員長 小島秘書広報課長。

◎小島秘書広報課長 まず、改正でございますけれども、通勤手当は従来は通勤距離を片道2キロ以上を通勤していた職員全員に支給し、2キロ未満には支給しないものとする規定ということでございます。それで、現在、通勤手段として、徒歩におきましては、45名、自転車が45名、それから自動車が367名、交通機関が83名、計540人でございますけれども、現在でも徒歩で片道2キロ以上通勤している職員はありません。

◎柴山委員長 山本委員。

◎山本委員 通勤手当、本当に予算書見ても増額になっているということになるわけですが、最近、採用の段階で、こういう不況下でございますので、市外の人を雇っていくような、そういう方策も必要ではないかなということを思うんですけども、その点についてどのようにお考えなのか、お示しをいただきたいと思えます。

◎柴山委員長 小島秘書広報課長。

◎小島秘書広報課長 現在の市内の在職職員の数においては、平成20年度末で市内は298人で55%、市外が243人で45%というような状況です。それから、職員の採用におきましても、市内、市外で、応募におきましても、かなり市外が多くございます。それで、今年度を見ますと、1次試験、2次試験、3次試験とありますけれども、1次試験でかなり市外の方がペーパーテストですけれども、それで見ますと、市内の方がかなり下の方にランクをされるということで、2次までこれないような状態でありまして、3次試験に入りまして、全くの面接で同一であるという話になれば、面接員が協議をしながら、市内ということも考えられますけれども、現在そういう状況であります。

◎柴山委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 質疑なしと認め、第39号議案に対する質疑を終わります。

これをもって全議案に対する質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後2時49分 休憩

再 開
午後 2 時 50 分 開議

◎柴山委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次は討論でございますが、討論ございますか。

〔「なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 討論を省略することに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

続いて、採決を行います。

最初に、第 7 号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 ご異議なしと認めます。よって、第 7 号議案は原案のとおり同意すべきものと決しました。

次に、第 8 号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 ご異議なしと認めます。よって、第 8 号議案は原案のとおり同意すべきものと決しました。

次に、第 9 号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 ご異議なしと認めます。よって、第 9 号議案は原案のとおり同意すべきものと決しました。

次に、第 10 号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 ご異議なしと認めます。よって、第 10 号議案は原案のとおり同意すべきものと決しました。

次に、第 11 号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 ご異議なしと認めます。よって、第 11 号議案は原案のとおり同意すべきものと決しました。

次に、第 12 号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを可決することにご異議ございませんか。

+

〔「異議なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 ご異議なしと認めます。よって、第12号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第18号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 ご異議なしと認めます。よって、第18号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第37号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 ご異議なしと認めます。よって、第37号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第38号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 ご異議なしと認めます。よって、第38号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第39号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 ご異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました議案は、すべて議了いたしました。

請願審査に伴う委員会は、あす17日、火曜日、午後3時からとしてよろしいですか。

◎柴山委員長 暫時休憩します。

午後2時54分 休憩

再 開

午後2時54分 開議

◎柴山委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

あす3時でよろしいですか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 それでは、あす、17日、火曜日、午後3時から委員会を再開することといたします。

なお、1点お諮りします。

当委員会に付託されております請願第1号 名証グラウンドの確保に関する請願と、請願第3号 国民年金保養センター「サンパーク犬山」閉鎖後の活用についての請願書の各提出者から、休憩中における趣旨説明と傍聴の申し出がありました。これを許可してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎柴山委員長 それでは、許可することといたします。

それでは、請願者の方にはあすの午後3時にお越しいただきますので、委員の方にはご承知おきください。

また、請願第1号 名証グラウンドの確保に関する請願については、当局の方から奥村生涯学習部長、請願第3号 国民年金保養センター「サンパーク犬山」閉鎖後の活用についての請願書については、宮島市長公室長、大西企画政策課長の出席を依頼してございます。委員の方はご承知おきください。

本日はお疲れさまでした。

午後2時56分 散会

+